

大館市木材サプライチェーン強靱化事業

大館市内で合法的に伐採された樹木を材料とする木材の流通に要する経費について、大館市が支援します！

対象木材

大館市内で合法的に伐採された樹木を材料とした次の木材を対象とします

- (1) 丸太
- (2) 建築用木材
- (3) その他市長が認める木材



補助対象者

補助金の申請時に市内に事業所等を有し、木材等の製造、加工又は販売する事業を行う次のいずれにも該当する者を対象とします

- (1) 木材の運搬に要する経費を負担していること
- (2) 申請日において大館市市税条例（平成17年条例第11号）に規定する市税に滞納がないこと

補助対象経費等

補助金の交付の補助対象経費等は下表のとおりです

補助対象木材	補助対象内容	補助単価
対象木材 (1)	補助対象者の工場等への入荷	1 m 3あたり300円
対象木材 (2) ~ (3)	東北地方（秋田県内除く）への出荷	1 m 3あたり700円
	東北地方以外への出荷	1 m 3あたり1,200円

申請期限

下表の左欄に掲げる事業対象期間に応じ、同表右欄に定める期日までに交付を申請してください

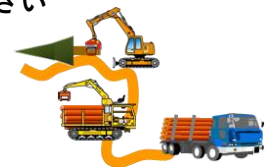
事業対象期間	期日
4月1日から6月30日まで	7月31日まで
7月1日から9月30日まで	10月30日まで
10月1日から12月31日まで	令和4年1月31日まで
1月1日から2月28日まで	令和4年3月23日まで
3月1日から3月31日まで	令和4年3月31日まで

※表に掲げる事業対象期間は令和3年度の適用となります

申請手続き

補助金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添えて林政課木材産業係へ提出してください

- (1) 大館市木材サプライチェーン強靱化事業対象木材内訳書（様式第2号）
- (2) 市税について未納税額がない証明又はそれに準ずる証明書
- (3) 対象木材内訳書（様式第3号）
- (4) 対象木材証明書（様式第4号）
- (5) 補助対象木材の運搬先及び運搬に要した経費の支払いが確認できる書類



お問い合わせ先

大館市産業部林政課木材産業係 〒017-0897 大館市字三ノ丸13番地19 ☎43-7076

申請書等は大館市ホームページでダウンロードすることもできます

この補助事業の紹介ページはこちら <https://www.city.odate.lg.jp/city/soshiki/mokuzai/p8082>